

2020 年 9 月 18 日

放送番組のインターネット同時配信等に係る  
権利処理の円滑化に関するワーキングチーム 御中

協同組合日本脚本家連盟

## 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

### ・集中管理のカバー率

回答：約 53%

2017 年度に、地上波放送及び衛星放送（BS 放送）で放送されたドラマ、劇場用映画及びアニメーション等の脚本家延べ人数から算出した割合＝9522 人／17966 人（当連盟調べ）

### ・同時配信等に関する集中管理の有無

回答：有

当連盟は、著作権者から、放送と同時配信等を分けずに「公衆送信権」として、著作権の信託を受けています。ただし、放送用脚本の初放送を除きます（理由は後述）。

### ・放送事業者との契約の実態

回答：放送に関する契約＋同時配信等に関する契約

### ・放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しない理由

回答：放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しないということはありません。ただし、著作権等管理事業法第 16 条に規定されている正当な理由がある場合には、その限りではありません。

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見について

### 資料 4 - 1 ①放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用

意見：概ね理解できますが、放送と同じくするとの要望の趣旨からして、同時配信に限るべきであり、「追っかけ再生」や「見逃し配信」等は対象とすべきではありません。

#### 資料4-1 ③アウトサイダーへの対応

- ・「初回放送の許諾と支払いは作家本人と交渉、配信は権利者団体と交渉と、別々の権利処理を行う必要が生じる」（資料4-2・別紙1・9ページ・脚本）について

意見：脚本の場合、当連盟と放送事業者が締結する、中小企業等協同組合法による団体協約によって、放送事業者が脚本家に脚本の執筆を委嘱します。その団体協約に則り、執筆料と初回放送分の著作物使用料を合わせた「脚本料」が、放送事業者から脚本家に支払われます。当連盟が、信託を受ける公衆送信権から放送用脚本の初放送を除いているのはそのためです。また、当連盟がそのような団体協約に頼らざるを得ないのは、放送事業者の上記要望のニュアンスからも明らかのように、個々の脚本家への委嘱の段階で、著作権を囲い込もうとする動きから脚本家を擁護するためです。なお、初回放送以外は、放送、配信とも当連盟が管理しています。

- ・「無論、管理事業者に属さないアウトサイダーの脚本家も多数存在するため、仮に管理事業者との取り決めが出来た場合でも、別の態様の協議・権利処理を行う場合は残ると思われる」（資料4-2・別紙1・9ページ・脚本）について

意見：脚本に関し、アウトサイダーの問題は、特に民放局において、放送事業者に起因する問題でもあります。放送事業者が当連盟入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することは後を絶ちません。また、初放送以外は当連盟が管理窓口となることから、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は当連盟員に発注しないとの放送事業者の言動は日常茶飯事です。そのような放送事業者の姿勢が改められない限り、集中管理は進みません。

#### その他

##### 1) 「同時配信等」の範囲について

意見：「追っかけ再生」や「見逃し配信」等は、「同じ情報を同じタイミングで受けるサービス」（資料4-2・別紙1・2ページ12行目）ではないことは明らかであり、「同時配信等」として包含するようなものではありません。

そもそも、放送との同時性、放送対象地域との同一性及び放送内容の同一性を問わないとしたら、他の動画配信サービスと何が違うのでしょうか。

なお、「同時配信」等の範囲については、①有線放送による同時放送及び②自動公衆送信による同時配信とも比較して検討すべきと考えます。下表の①及び②における「利用態様」「地域」「内容」の条件は、いずれも放送事業者が同時放送・同時配信を行う事業者に対して、同時放送・同時配信を許諾する際の条件としているものです。

NHK 及び民放在京キー局 5社の要望	①有線放送による同時放送	②自動公衆送信による同時配信
------------------------	--------------	----------------

利 用 態 様	同時配信 追っかけ再生 見逃し配信	同時放送のみ	同時配信のみ
地 域	放送対象地域との同一性 は問わない	放送対象地域と同一 例外として、一部の有線放送 事業者には、隣接する地域を放 送対象地域とする放送のみ認 める	放送対象地域と同一
内 容	放送と同一であることを 条件としない	放送と同一であることを条件	放送と同一であることを条件

## 2) 海賊版について

意見：現に、海賊版は、インターネット上にあふれており、放送事業者が公式に同時配信等を行ったとしても、大きな抑止力になることは期待できません。プロバイダあるいは海賊版へのマネタイズに関わる広告主の責任の強化も同時に行うべきです。海賊版の駆逐なくして、民放局の同時配信の成功はないと思います。

## 3) 権利処理主体について

意見：民放局が同時配信を行う場合の権利処理は、権利処理の複雑化が招く未処理問題や制作会社による脚本の著作権囲い込みを防止するためにも、同時配信の実施状況や収入を把握可能な、当該配信を行う放送事業者自らが、責任をもって行うことを強く要望いたします。

以上